

研究活動の不正行為等に係る調査結果について

1 経緯・概要

(1) 通報の時期及び内容

2024年9月9日、本学の外部通報窓口宛てに通報申立書が郵送にて届いた。通報内容は、調査対象者（被通報者）の雑誌Xの論文等について、同じものが他の雑誌にも掲載されている、というもの。

(2) 調査に至った経緯

外部通報窓口から本件報告を受けた通報窓口責任者（監査・内部統制担当課長）が、2024年9月19日に学長へ報告し、同日に学長が予備調査の実施を指示した。

学長からの予備調査実施の指示を受け、「東京都立大学の研究活動の不正行為等に係る調査手続等に関する取扱規程」（平成19年度法人規程第103号。以下「取扱規程」という。）第10条に基づく予備調査が実施された。

予備調査では、調査対象者の『東京都立大学法学会雑誌』の論文等について、同じものが他の書誌にも掲載されていることが確認された。これにより、「東京都立大学の研究活動の不正行為等の防止に関する規則」（平成19年度法人規則第68号。以下「防止規則」という。）第2条第8号に規定される「不適切な投稿又は出版」に該当する可能性が高いと判断され、本調査の必要があるとの結論となった。

同11月7日に、当該予備調査結果が学長に報告された。この結果を受け、取扱規程第11条に基づき、学長が調査委員会を設置することとした。

2 調査

(1) 調査体制

取扱規程第11条に基づき、本学に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置し、本調査を実施した。

(2) 調査内容

①調査期間

2025年5月28日から2026年2月12日まで

②調査対象者（被通報者）

ア 所属・氏名
非公表

イ 論文名
非公表

③調査方法

- ・予備調査結果の確認及び分析
- ・通報のあった論文の比較分析
- ・調査対象者からの聞き取り（ヒアリング）調査 等

④調査委員会の構成

委員長	津村 博文	副学長
副委員長	安藤 馨	一橋大学法学部 教授（外部委員）
委員	福田 尚道	東京都公立大学法人 総務部長
	國政 浩	東京都立大学管理部長
	寺田 麻佑	一橋大学ソーシャルデータサイエンス学部 教授（外部委員）
	長尾 亮	弁護士（丸の内南法律事務所）（外部委員）
	宮島 朝子	弁護士（安西法律事務所）（外部委員）

⑤調査委員会の開催日時・内容等

2025 年

- 5 月 28 日 第 1 回調査委員会
・通報内容・予備調査結果確認、調査の進め方検討 等
- 9 月 1 日 第 2 回調査委員会（弁明の機会）
・調査対象者からヒアリング、ヒアリングを踏まえた意見交換
- 9 月中 調査結果に係る検討・意見交換（メールにて実施）
- 10 月 28 日 期間内の認定ができない旨、学長へ申し出

2026 年

- 1 月 21 日～ 第 3 回調査委員会（メールにて実施）
- 2 月 12 日 ・報告書内容の審議
- 2 月 20 日 不正行為等が行われたか否か等の認定を学長へ報告

3 調査の結果

（1）認定した不正行為の種別

防止規則第 2 条第 8 号に規定される「不適切な投稿又は出版」に該当すると認定する。

（2）不正行為に関与したと認定した研究者

非公表

（3）不正行為の具体的な内容

調査対象とした論文について、以下のとおり確認した。

- ①事項 A に関する同一内容とみなされる（ほぼ全てが重複。）論文が、異なる 2 つの雑誌等に投稿されていることを確認した。
- ②事項 B に関する同一内容とみなされる（後発論文 2 点のほぼ全て及び別の後発論文 1 点の 5 割以上が先行論文と重複。）論文が、異なる 4 つの雑誌等に投稿されていることを確認した。
- ③事項 C に関する同一内容とみなされる（後発論文 1 点の 5 割ほど及び別の後発論文 1 点のほぼ全てが先行論文と重複。）論文が、異なる 3 つの雑誌等に投稿されていることを確認した。
- ④事項 D に関する同一内容とみなされる（ほぼ全てが重複。）論文が、異なる 2 つの雑誌等に投稿されていることを確認した。
- ⑤事項 E に関する同一内容とみなされる（ほぼ全てが重複。）論文が、異なる 2 つの雑誌等に投稿されていることを確認した。
- ⑥事項 F に関する同一内容とみなされる（後発論文 2 点のほぼ全てが先行論文の 7.5 割ほどと重複。）論文が、異なる 3 つの雑誌等に投稿されていることを確認した。
- ⑦事項 G に関する同一内容とみなされる（9 割ほどが重複。）論文が、異なる 2 つの雑誌等

に投稿されていることを確認した。

⑧事項Hに関する同一内容とみなされる（ほぼ全てが重複。）論文が、異なる4つの雑誌等に投稿されていることを確認した。

⑨事項Iに関する同一内容とみなされる（7.5割ほどが重複。）論文が、異なる2つの雑誌等に投稿されていることを確認した。

なお、本事案に関連する研究費等の支出はないことを確認した。

（4）調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

調査対象者は、職務に研究は含まれないが、

- ・ 本学に所属し、また本学の名を冠した肩書を使用して論文の投稿を行っている。
- ・ 通報のあった論文タイトルを、本学HPの教員紹介ページで、研究業績として掲載している。
- ・ 本学の名を冠した肩書での専門分野における論文であり、研究活動とみなされる。
- ・ 同一内容とみなされる論文を複数作成して異なる雑誌等で発表されている。

以上により、調査対象とした論文9点については、いずれも「不適切な投稿又は出版」に該当すると結論付けた。

一方で、当該論文の研究分野においては、著者の意見を幅広い種類の読者に届けることが重要だとされる文化もあり、調査対象者もそのような考えの下で投稿しており、殊更に自身の業績の水増しを意図したとまで認定できず、悪質性は低いと判断する。

4 調査機関がこれまで行った措置の内容

（1）調査対象者への指導

調査対象者に対し、研究活動における不正行為の種別や、論文投稿の際の注意点について改めて指導した。

5 不正行為の発生要因と再発防止策

（1）発生要因

当該論文の研究分野において、著者の意見を幅広い種類の読者に届けることが重要だとされる文化もあり、調査対象者もそのような考えの下で投稿していたことが大きな要因となっている。

しかしながら、調査対象者が、論文に本学の名称及び職位を記載したこと、原著の存在を明記又は出版社へ報告せずに投稿したこと、投稿規定の存在に気付かず投稿したことなど、研究倫理の遵守が十分ではなかったことも否めない。

（2）再発防止策

本学では教職員を対象とした研究倫理教育をe-learning形式で実施しているところであるが、本学での研究の実施が職務に含まれない者については、これまで研究倫理教育の対象者としていなかった。

このことから、今後は本学での研究の実施が職務に含まれない者でも、本学の名を冠した肩書を使用して論文の投稿等を行う場合には、研究倫理教育の対象者とし、他の教職員と同様、e-learning形式での受講を義務付ける。

併せて、部局長等に対し改めて「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及び本学の関係規定について、周知徹底を図る。